

津市消防職員の昇任に関する規程

平成18年1月1日消防本部訓第58号

改正 平成22年1月29日消防本部訓第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、津市消防職員（以下「職員」という。）の昇任に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 階級 津市消防吏員階級規則（平成18年津市規則第220号）に定める階級をいう。
- (2) 昇任 職員を現に有する階級又は職より上位の階級又は職に任命すること をいう。

(職員の階級昇任)

第3条 職員の階級の昇任は、試験又は選考によるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、選考により1階級上位の階級に昇任させることができる。

- (1) 公務による負傷又は疾病により死亡し、又は重度心身障害となった者
- (2) 自己の生命の危険をおかしてその職務を遂行し、職務上特に顕著な功労があった者
- (3) 25年以上勤務して退職しようとする者で、在職中の勤務成績が優良であると認める者
- (4) 消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第1号）第4条に規定する特別功労章を授与された者
- (5) 勤務成績が優良と消防長が認める者

3 前項第1号の規定に該当し、そのため死亡退職する者については、前項の規定にかかわらず、その者を更に1階級上位の階級に昇任させることができる。

4 前2項の場合において、死亡した者又は退職した者に対する階級昇任は、死亡又は退職の日をもってこれを行うものとする。

(階級試験の種類等)

第4条 試験の種類は、消防士長試験、消防司令補試験及び消防司令試験とする。

2 試験の方法は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験を受ける者は、第1次試験に合格した者とする。

(階級試験の受験資格及び方法)

第5条 試験の受験資格及び試験の方法は、別表第1に定めるところによる。

2 消防長は、必要があると認めるときは、前項に規定する試験の一部を省略して行うことができる。

(階級昇任の選考)

第6条 第3条第2項第5号の規定に基づく選考の方法は、別表第2に定めるところによる。

(試験委員会)

第7条 階級の試験及び選考を行うため、津市消防試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長には、消防長、委員には消防長が指名する職員をもって充てる。

4 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(階級の試験及び選考の実施)

第8条 試験及び選考は、消防長が必要と認めるときに実施する。

2 消防長は、試験を実施するときは、その種類、期日、場所その他必要事項を職員に周知するものとする。

(階級の試験及び上申手続)

第9条 試験を受けようとする者は、所属長に対し、受験申出期間内に申し出なければならない。

2 所属長は、前項の申出を受理したときは、受験資格の有無を調査の上、階級昇任試験受験者報告書（第1号様式）により委員長に報告するものとする。

3 所属長は、選考を受けさせようとするときは、消防職員階級昇任選考内申書（第2号様式）により委員長に上申するものとする。

(合格通知)

第10条 試験又は選考に合格した者に対しては、所属長を経由して通知するものとする。

(合格の取消し)

第11条 試験又は選考に合格した者が、次のいずれかに該当するに至った場合は、委員長は、合格を取り消すものとする。

- (1) 試験の受験に関して、不正行為をしたことが判明したとき。
- (2) 懲戒処分を受け、又は幹部としてふさわしくない非行があり、昇進させることが不適當であると認められるとき。

2 前項の場合において、期間を定めて試験を受験させないことができる。

(職員の職の昇任)

第12条 消防長は、階級の試験又は選考に合格した者の中から、別に定める基準により、職の昇任の決定を行うものとする。

2 階級の試験又は選考に合格した者は、消防職員昇任（職）候補者名簿（第3号様式）に登載しておくものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日消防本部訓第1号）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

階 級 昇 任 試 験 実 施 基 準

受 験 資 格	勤務実績 (勤続年数)	消防士長試験	消防士又は消防副士長として、大学院を修了した者にあつては通算2年以上、大学を卒業した者にあつては通算4年以上、短期大学を卒業した者にあつては通算6年以上、高等学校を卒業した者にあつては通算8年以上の勤務実績を有する者
		消防司令補試験	消防士長として5年以上の勤務実績を有する者
		消防司令試験	消防司令補として5年以上の勤務実績を有する者
	健康度	心身とも健全であり、消防業務遂行上支障のないものであること。	
	懲戒	試験期日の前1年以内に懲戒処分を受けていないこと。	
試 験 の 方 法	第一次試験	1 消防士長・消防司令補試験 消防関係法規（憲法及び行政法を含む。）、消防基礎知識、警防技術及び一般常識の択一式又は記述式筆記試験 2 消防司令試験 消防関係法規（憲法及び行政法を含む。）、消防基礎知識、警防技術及び一般常識の記述式筆記試験 3 上記1及び2について、消防長が認める場合は、試験の一部を省略又は他の方法に替えることができる。	
	第二次試験	1 消防士長・消防司令補試験 通常点検、礼式及び口述試験 2 消防司令試験 部隊指揮要領及び口述試験 3 上記1及び2について、消防長が認める場合は、試験の一部を省略又は他の方法に替えることができる。	
合 否 の 判 定	第1次試験及び第2次試験の成績のほか、勤務成績、表彰歴、所属長の意見等を総合して合否を判定する。		
備 考	勤務実績及び勤続年数には、休職又は停職により勤務しなかつた期間は含まない。		

別表第2（第6条関係）

階 級 昇 任 選 考 実 施 基 準

選 考 資 格	勤務実績	消防士長	消防士又は消防副士長として、大学院を修了した者にあつては通算9年以上、大学を卒業した者にあつては通算11年以上、短期大学を卒業した者にあつては通算13年以上、高等学校を卒業した者にあつては通算15年以上の勤務実績を有する者
	勤続年数	消防司令補	消防士長として8年以上の勤務実績を有する者
		消防司令	消防司令補として8年以上の勤務実績を有する者
		消防司令長	消防司令として2年以上の勤務実績を有する者
		消防監	消防司令長として2年以上の勤務実績を有する者
健康度	心身とも健全であり、消防業務遂行上支障のないものであること。		
懲戒	試験期日の前1年以内に懲戒処分を受けていないこと。		
選考の方法	<p>1 消防士長・消防司令補 面接及び作文</p> <p>2 消防司令・消防司令長・消防監 面接及び論文</p> <p>3 上記1及び2について、消防長が認める場合は、省略することができる。</p>		
判定の基準	上記1及び2の結果、所属長の意見、勤務成績、表彰歴等を総合して判定する。		
備考	勤務実績及び勤続年数には、休職又は停職により勤務しなかつた期間は含まない。		

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）津市消防職員試験委員会委員長

所属長（氏名） ㊟

階級昇任試験受験者報告書
消防士長
消防司令補
消防司令

氏名	年齢	勤続年数	現階級 勤続年数	勤務成績	備考

- (注) 1 試験の種類ごとに別紙とする。
2 勤続年数は、基準日の年月を記入する。
3 勤務成績は、優良可のいずれかを記入する。
4 消防士長の場合、備考欄には最終学歴（大学院修了、大卒、短大卒又は高卒）を記入する。

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）津市消防職員試験委員会委員長

所属長（氏 名） ㊟

消防職員階級昇任選考内申書

階級	氏名	生年月日	（ 歳）
選考区分			
勤続年数	年 月（	年 月 日採用）	
現階級勤続年数	年 月（	年 月 日昇任）	
上申の具体的理由			

